

## **[事案 26-18] 前納保険料精算金支払請求**

・平成 26 年 7 月 30 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

設計書に記載されている前納保険料精算金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和 63 年 10 月に保険料を全期前納して契約した個人年金保険の保険料払込期間の満了時に支払われる前納精算金が 0 円であると言われた。以下の理由により、設計書の記載どおり 108 万円の支払いを求める。

- (1) 保険会社の設計書は、前納精算金は確定したものではないことの注意文言の記載場所が適切でなく（設計書と表紙が別になっていて、注意文言は、表紙の裏面に記載されている）、誤解を招く不完全な設計書である。
- (2) 契約時、募集人であった自分が、本契約の設計書をもとに当時の支部長に相談した際、支部長が保険料払込期間満了時に、108 万円支払われると断言した。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款にもとづき、本契約の満了時の前納精算金は 0 円となっている。
- (2) 本契約の設計書は、1 枚の紙の両面（表裏）の体裁となっており、本件注意文言は設計書の裏面に記載されているが、両面で一体となって募集資料としての体裁をとっており、同一紙面でなくても、設計書が不完全であることにはならない。
- (3) 申立人が主張するような発言を当時の支部長が行った事実は確認できない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

#### **1. 申立人の主張の法的整理**

申立人の主張は、以下の 2 点であると判断する。

- (1) 設計書記載の前納精算金を支払うことが契約の内容になっていることを理由に、その履行を求めるもの（主張①）。
- (2) 設計書の不備または支部長の誤説明を理由に、不法行為にもとづく損害賠償を求めるもの（主張②）。

#### **2. 主張①について**

- (1) 保険契約は、いわゆる附合契約であり、約款にしたがって契約内容が定められる。本約款によると、所定の率により割り引かれた保険料前納金は、保険会社の定める率の利息を付けて積み立てられ、払込期月ごとに保険料の払込みに充当された後、残金があるとき、前納精算金として保険契約者に払い戻されるが、上記積立利率については、将来変更されることがあると定められている。
- (2) したがって、前納精算金として、確定金額を支払うものとはされておらず、設計書に記載された前納精算金額は、あくまでも設計書作成当時の積立利率にもとづき算定された数値

となるので、申立人の主張は認められない。

### 3. 主張②について

- (1) 設計書の体裁については、保険会社が保管していた本契約締結時の設計書は1枚の紙の両面（表裏）の体裁であること、申立人の主張は記憶等を根拠とするもので自身が原本を保有しているわけではないことからすると、保険会社の主張のとおりであると認められる。
- (2) 本件注意文言は設計書の裏面に記載されているが、前納精算金支払文言の下に記載されていないとはいえず、設計書と一体の書面に記載されているものと認められるので、設計書に不備があるとはいえない。
- (3) 当時の支部長による誤説明の有無については、約26年前の、申立人と支部長のやり取りについて、現時点で明確にすることは困難と言わざるを得ず、支部長が「支払われる」と断言したとの申立人の主張を認めることはできない。